

山形市成年後見センターだより

こんにちは！山形市成年後見センターです！！

現在、山形市社会福祉協議会では法人後見103名受任し、市民後見人7名の市民後見監督人を務めております。

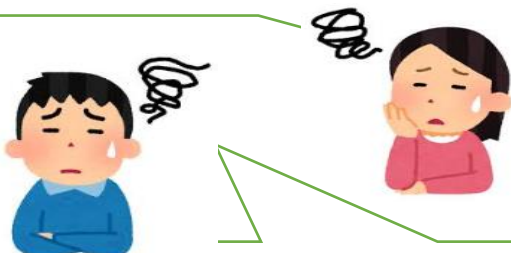
後見受任件数も市民後見人受任件数も増加しており、後見制度の必要性を感じ身近な制度になることを期待しております。



☆☆☆よくある相談☆☆☆

～後見相談立ち寄り所～

Q.本人の生活費等(施設費用等)が足りなくなったので、定期預金など解約しに行った。しかし金融機関で家族では解約できず、後見人しかできないと説明を受けてしまった。どうしたらよいでしょうか。



Q.親族で後見人をしたいと思い、申し立てたいと考えています。自分は子なので後見人に決まる確率が高いのか？子供だったら絶対後見人なれますか？

今年度お問い合わせが多かった
相談内容を紹介します！！

A.金融機関に本人と一緒にいき、手続きを行うことで解約できることがあります。各金融機関にお問い合わせください。本人の判断力によっては後見人による解約を促される場合があります。その際は後見申立てを行い、家庭裁判所より後見人を選任頂く必要があります。手続きについてご説明致しますので、ご相談ください。



A.子にあたるから、親族だから、という理由で後見人の審判が出されることはありません。後見人候補者の中から本人の権利を守るうえで誰が一番妥当なのか、家庭裁判所が公平に審理し審判が出されます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりとして、皆様の不安に寄り添い、丁寧な対応を心がけております。ご来所での相談は事前予約をお願い致します。(後見センター674-0680)

職員一同

山形市の成年後見制度利用支援事業を

利用してください



障がいや認知症により…

- 不動産や預貯金等の管理ができない
- 障がい・介護サービス等の契約ができない

山形市成年後見センター



HPはこちら

判断能力に応じて →

- 福祉サービス利用援助事業（市社会福祉協議会）
＝契約により本人の金銭管理を行います。

●成年後見制度の利用

＝身上保護・財産管理

後見制度、申立て手続きや必要書類について助言します。

- ★本人・親族申立：本人または親族が申立てを行います。
- ★市長申立（市長寿支援課・障がい福祉課）
申立てる親族がない場合、市長が申立てを行います。

※任意後見

判断能力が十分なうちに、あらかじめ後見内容を決めておきます。



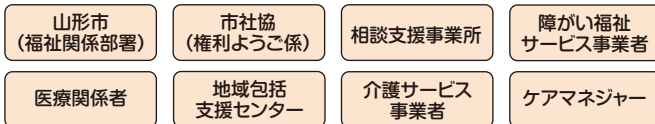
後見人等

弁護士

司法書士

社会福祉士

「後見支援チーム」被後見人に関わる関係者で構成



●「後見支援チーム」形成

関係者が支援方針等を協議する「後見支援チーム」について、後見人等選任後、成年後見センターがチーム形成を支援します。

支援活動中…

- 被後見人の収入が少なく、後見人に報酬を支払える経済状況にない…

課題

- 多重債務整理、土地相続等
専門知識がないと解決が難しい…

●成年後見人等報酬助成制度

家庭裁判所の報酬審判額に応じた金額を助成する制度。申請は下記まで。

- (高齢者：市長寿支援課ようご支援係)
- (障がい者：市障がい福祉課障がい福祉第二係)

解決

●専門職派遣事業

後見支援チームに弁護士等を派遣し、専門的見地から助言を行う事業。

申し込みは山形市成年後見センターへ。

成年後見制度利用促進に向けた様々な支援を行っています！

お問い合わせ

山形市成年後見センター

山形市役所長寿支援課（高齢者）

山形市役所障がい福祉課（障がい者）

TEL 023-674-0680

TEL 023-641-1212（内線651・652）

TEL 023-641-1212（内線580・621）